**安心な観光環境を目指す地域プロジェクト　PROJECT CCC SUSONO　参加登録規約**

**目的および主旨**

第1条　この規約は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と経済活動の両立を図ることを目的に、裾野市商工会が運営する「安心な観光環境を目指す地域プロジェクト　PROJECT CCC SUSONO」（以下「本プロジェクト」）の参加登録に関して、以下のとおり定めるものです。施設・事業所・イベントなどが参加登録を希望する場合は、この規約に同意したうえで、チェックシートに記載している感染防止対策を講じ、裾野市商工会または裾野市観光協会へ申請してください。登録事業所には、「感染防止対策実施ステッカー」（以下「ステッカー」）を配布します。

**定義**

第2条　この規約において、登録事業所とは、本プロジェクトに参加登録した施設・事業所・イベントを指します。

2　この規約において、登録とは、登録申請書の内容およびチェックシートに記載された内容を裾野市商工会または裾野市観光協会が認めたことを指します。

3　この規約において、本プロジェクトの管理者とは、裾野市商工会を指します。

**申請**

第3条　参加登録を希望する事業所は、本プロジェクトの取り組みに賛同し、チェックシートに定められた感染防止対策をすべて実施し基準を満たした上で、登録申込書およびチェックシートに必要事項を入力し、裾野市商工会または裾野市観光協会に提出してください。

**申請要件**

第4条　対象は裾野市商工会会員の施設・事業所、裾野市商工会が認めた施設・事業所、または裾野市観光協会が認めた施設・事業所・イベントとします。

2　申請は施設・事業所またはイベントごとに行うものとします。

**留意事項**

第5条　登録事業所名は、裾野市商工会のホームページで公表することがあります。

2　登録事業所に対し、管理者またはその指示を受けた者が施設を訪問し、感染防止対策について直接確認をさせていただく場合があります。

**利用環境**

第6条　管理者は、登録事業所にステッカーを発行します。

2　登録事業所は、ステッカーを施設等の利用者が閲覧しやすい場所に掲示してください。

3　ステッカーは、登録事業所が管理してください。

**免責事項**

第7条　管理者が申請を受けて発行したステッカーの内容および本プロジェクトは、新型コロナウイルス等の感染防止対策を推進するもので、登録事業所の施設内などで感染症に感染しないことを約束するものではありません。

2　ステッカー利用および利用できなかったことによって生じたトラブルやその他の損害について、管理者は、一切の責任を負いません。また、これらの情報等を利用して生じた申請者および登録事業所または第三者の損害に対して管理者は一切の責任を負いません。

**利用規約の改訂**

第8条　本規約は、管理者の判断で改訂される場合があります。本規約が改訂された場合は、ホームページ上に掲載した時から改訂後の内容が適用されます。

**費用**

第9条　申請および登録は無料です。

2　申し込み時に１枚のステッカーを配布させていただきます。なお１登録事業所において２枚以上必要な場合は１枚あたり300円を別途徴収させていただきます。

**登録内容の変更等**

第10条　登録事業所は名称や所在地など申請の際に記載した内容等に変更が生じた場合は、速やかに修正を管理者に対して申し出る必要があります。

2　申請内容が虚偽であった場合や管理者が不適切と判断した場合は登録を抹消し、発行したステッカーの利用を禁止し、既に発行および掲示したものについても廃棄・撤去を命じ、その旨を公表する場合があります。

**禁止事項**

第11条　登録事業所が次の行為をすることを禁止します。また、悪質な場合には法的措置をとる場合があります。

(1)　ステッカーを第三者に貸与、譲渡、販売または再配布する行為
(2)　発行されたステッカーを加工・編集・改ざんする行為
　　※デザインの改変を含まない拡大・縮小による二次利用を除く。
(3)　法令または公序良俗に違反する行為またはそのおそれのある行為
(4)　他人の権利または財産若しくは人格的利益を侵害する行為
(5)　その他、本プロジェクトが不適当と認める行為

**プライバシーポリシー**

第12条　登録事業所の情報について次のとおり取り扱います。ただし、違法行為などで司法機関または他の行政機関から提供の申出があった場合は、この限りではありません。
(1)　登録事業所の情報は、感染症拡大防止を目的として使用し、他の目的には一切使用しません。
(2)　登録事業所の情報は、本プロジェクトが善良なる管理者の注意義務をもって管理します。

**事業の終了**

第13条　新型コロナウイルス感染症が収束するなど、管理者の判断で予告なく終了することがあります。

**準拠法および管轄裁判所**

第14条　本規約は日本法に準拠し、同法によって解釈されるものとする。

2 本規約に関する紛争については、訴額に応じ、静岡地方裁判所沼津支部または沼津簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

令和2年9月18日制定

令和3年9月17日一部改正

本規約の有効期限は、新型コロナウイルス感染症の流行が収束するまでとする。